

2018年7月5日

社会保険庁分限免職処分取消訴訟名古屋高裁判決について（声明）

社会保険庁不当解雇撤回・全厚生中部闘争団
社保庁不当解雇撤回闘争・愛知支援共闘会議
社会保険庁分限免職処分取消訴訟愛知弁護団

- 1 本日、名古屋高等裁判所民事第3部（揖斐潔裁判長）において、2名の原告が愛知社会保険事務局長による分限免職処分取消を求めた訴訟の控訴審に対し、控訴棄却の判決が言い渡された。

本判決は、2009年12月31日の社会保険庁解体に伴って強行された、525名にも及ぶ大量の分限免職処分（解雇）に対するものであるが、原告らの訴えを認めず、控訴棄却した不当な判決に対し、断固抗議する。

- 2 本判決は、国（処分庁 愛知社会保険事務局長）による上記処分は裁量権の濫用・逸脱にあたるとする原告らの訴えを退ける不当なものである。

国家公務員法78条4号の分限免職処分は、当該処分を受ける職員にはなんら帰責性がないことから、第一審、控訴審を通じて、当該処分を行うにあたっては、分限免職処分を回避する努力を尽くす義務があり、その義務を尽くさずに行われた処分は裁量権の逸脱ないし濫用であって、違法となることを一貫して主張してきた。

その上で原告らは、本件処分においては、国及び厚生労働大臣もまた分限免職処分回避努力義務を負うことを前提に、いずれも同義務を尽くしていないとして、本件処分は違法であり取り消しを免れないと主張した。

それに対して本判決は、「次の2において補正するほかは、原判決『事実及び理由』の『第4 当裁判所の判断』に記載のとおりであるから、これを引用する」として一審判決を鵜呑みにし、自らは何ら判断することなく控訴を棄却した。

また、控訴審で新たに提出した紙野健二名古屋大学名誉教授の意見書及び論文については全く触れることなく、国家公務員の身分保障につき一顧だにできなかった。

以上のように、本判決は、控訴審の役割を放棄し、結論ありきの思考停止判決である。

- 3 本件事案は、年金制度に対する国民の不信感を社会保険庁職員へ責任転嫁して真の責任を回避しようとする思惑と、年金未納記録が漏出したことに端を発する、政治的な意図を持った与党議員らの社会保険庁職員憎悪の念による政治的横槍が相まって、前代未聞の職員の大量処分に至ったものである。

本判決は、本来公正中立であるべき人事行政が政治の力によって歪められた異常な事態から目を背け、公務の民営化が強引に進められる中で、国家公務員の身分保障を軽んじるものであり、極めて不当な判決である。

- 4 社会保険庁解体以降、一方で経験豊かなベテラン職員が大量に分限免職処分となり、他方で経験のない非正規職員を大量採用することによって、年金業務をめぐる不祥事が多発し、年金制度に対する信頼性はますます低下している。今こそ、年金制度に対する信頼を取り戻すため、経験豊富な社会保険庁元職員を職場に戻すことが求められている。

今回の名古屋高裁の不当判決にかかわらず、長年国家公務員としての身分を剥奪され苦しんでいる原告ら及び、分限免職処分を争う全ての当事者の処分取り消しと職場復帰を求め、社会保険庁不当解雇撤回のたたかいをいっそう強める決意である。

以上